

町では、次の3計画の策定に向けた検討を進めており、その案について町民の皆さんからのご意見を募集します。

■意見を募集する計画

■第6期南幌町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（平成27年度～平成29年度）(素案)

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう高齢者施策や介護保険制度の円滑な実施を総合的に推進するために策定します。

■第3期南幌町障がい者計画（平成27年度～平成32年度）・第4期南幌町障がい福祉計画（平成27年度～平成29年度）(素案)

障がい者の施策全般にわたる基本的な事項を定める「南幌町障がい者計画」と障がい福祉サービス等の実施計画を定める「南幌町障がい福祉計画」の2つの計画を一体的に策定します。

■南幌町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）(素案)

子ども・子育て支援の充実を図る「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートしますが、この新制度における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために本事業計画を策定します。

■計画案の閲覧場所

ホームページ、あいくる保健福祉課及び情報コーナー（役場1階、あいくる、夕張太ふれあい館）でご覧ください。

■意見の募集期間：2月1日（日）～2月20日（金）

■意見等の提出方法

意見等提出用紙は、閲覧場所に配置していますので、住所、氏名または団体名、連絡先などを必ず記入してください。これらの記入がない場合は無効となります。

なお、電話や口頭でのご意見はお受けできません。

●電子メール：p-hoken@town.nanporo.hokkaido.jp ●FAX：378～5255

●持参または郵送：〒069-0235 南幌町中央3丁目4番26号

南幌町保健福祉総合センター「あいくる」保健福祉課

■意見募集結果の公表

提出いただいたご意見は、募集期間終了後に内容ごとに整理・検討した結果を、ホームページや広報で公表する予定です。また、情報コーナーやあいくる保健福祉課窓口においても公表資料を配置する予定です。なお、個々のご意見等には直接回答はしませんのでご了承願います。



北海道では、微小粒子状物質（以下P M2.5）の濃度を計測している道内9自治体（近隣自治体では札幌市、千歳市、苫小牧市等）の測定局設置市にてP M2.5の測定値が「注意喚起のための暫定的な指針」を超え、当該市において注意喚起が実施された場合、注意喚起実施情報が道内全市町村に発信されます。

これからの時期はP M2.5濃度が上昇する傾向が見られることもあり、南幌町では北海道から注意喚起実施情報が発信された場合、町防災無線等によりお知らせします。「注意喚起のための暫定的な指針」を超えた場合でも、すべての人の健康に影響を生ずるものではありませんが、以下のような行動が推奨されておりますので参考にしてください。

くください。

■屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らすこと

■屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にすること

■呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者においては、体調に応じ、より慎重に行動すること

微小粒子状物質(P M2.5)とは？

大気中に浮遊している粒径が2.5μm以下（髪の毛の太さの30分の1程度）の小さな粒子のことで、非常に小さく気道の奥まで付着するため、呼吸器系・循環器系疾患のある方への影響が懸念されています。

南空知公衆衛生組合では、今まで収集、直接搬入の受け入れを行っていなかった「ホワイトガソリン缶」、「ガソリン携行缶」、「オイル缶」、「混合油缶」、「グリース缶」の直接搬入での受け入れを4月1日より開始します。ごみを直接搬入する際には、次のことに注意してください。

- (1) 受入対象容器 ホワイトガソリン缶、ガソリン携行缶、オイル缶、混合油缶、グリース缶
- (2) 受入対象容器の容量 おおむね20ℓ以下の容器
- (3) 排出方法
 - キャップ、蓋を外してください。(ペール缶は上蓋を外してください。)
 - 容器はつぶさないでください。
 - 中身のガソリン・オイルは全て使い切り、容器を逆さにしても垂れない状態にしてください。
 - 容器や上蓋にオイルやグリースがついている場合は、紙又は布等で拭き取ってください。拭き取った紙又は布等は可燃ごみ用指定袋(赤色袋)に入れてください。
 - 外したキャップ、上蓋は不燃ごみ用指定袋(青色袋)に入れてください。
 - 不燃ごみ用指定袋(青色袋)に入る空き容器は、他の不燃ごみと混ぜないで不燃ごみ用指定袋(青色袋)に入れてください。
 - ペール缶は、指定袋に入れなくて直接搬入してください。
 - これらの空き容器は収集されないため、ステーションには出さず、必ず南空知公衆衛生組合へ直接搬入してください。

道央廃棄物処理組合における焼却施設の整備に当たり、ごみに関して統一すべき条件や焼却対象ごみの発生から最終処分までの基本的事項を明らかにすることを目的としたごみ処理広域化基本計画(案)にご意見をお寄せください。

■公表場所 道央廃棄物処理組合事務局(<http://www.douou53kumiai.jp/>)・役場住民課環境交通G

■提出方法

道央廃棄物処理組合ホームページまたは公表場所に設置してある意見書に記入し以下の通り提出してください。

■意見箱に投函 ■FAX (0123~23~0053) ■Eメール (info@douou53kumiai.jp)

■郵送 (〒066-0012 千歳市美々 758-54 千歳市環境センター内道央廃棄物処理組合施設課)

■募集期間 2月2日(月)~3月3日(火)

■お問い合わせ 道央廃棄物処理組合 (☎0123~40~5300)・住民課環境交通G

■募集要件等

- 教員免許または保育士免許等をお持ちの方、もしくは学習支援員経験者
 - 学校、幼稚園、保育園、学童等で、子どもに関わる指導経験(教員・講師・非常勤職員等)がある方
- ※上記のいずれかに該当し、当該事業に理解や熱意のある方

■募集人員：1名

■業務内容：普通学級で特別な支援を必要とする児童への指導補助

■勤務場所：南幌小学校

■採用期間：4月上旬から3月下旬

■勤務時間：原則1日4時間勤務(但し、校長の指示により変更あり)

■休日：原則、児童の登校日以外(土・日曜日、祝日、夏・冬・春休み)

■賃金：時給820円

■募集締切：2月16日(月)までに生涯学習課学校教育Gへ履歴書を持参

■選考方法：面接(日程は後日連絡)

topics

08

平成27年度南幌いちい保育園入園児童募集

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

4月から子ども・子育て支援新制度がスタートします。新制度によって保育所を利用する場合は教育・保育を受けるための認定を受けることが必要となります。(認定申請と入所申込は同時申請となります。)

《認定とは》

満3歳以上(2号認定)または満3歳未満(3号認定)で、保護者の就労や病気など「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望するときに認定し、2号・3号認定は保育が必要な時間に応じて保育標準時間認定(保護者の就労時間:月120時間以上)と保育短時間認定(保護者の就労時間:月48時間以上)に分けられます。※詳しくは広報1月号をご覧ください。

《募集内容》

- 定員: 70名
- 受入年齢: 0歳児(生後6週間を過ぎた乳児)から就学前児童
- 保育時間: ①保育標準時間 7時30分~18時30分(日曜日・祝日・年末年始を除く)
②保育短時間 8時30分~16時30分(日曜日・祝日・年末年始を除く)
※延長保育有(有料)
- 保育料: ①4月からの保育料は、国の基準額を上限に3月までに決定します。
②保育標準時間認定と保育短時間認定では保育料が異なります。
③4月~8月分は平成26年度、9月~3月分は平成27年度の住民税額により算定します。
- 必要書類: ①支給認定申請書兼施設利用申込書 ②保育状況調査票 ③同意書 ④就労証明書・自営業証明書・診断書・求職活動申立書など、保育の必要性を証明する書類
- 受付期間: 2月2日(月)~2月13日(金) ※土・日曜日、祝日は除く
※前年度より引き続き入園する場合も手続きが必要です。

topics

09

平成27年度学童保育入会児童の募集

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

- 入会基準: 保護者や同居する家族が労働等の事由により、放課後や春・夏・冬休み等の日中、恒常的に不在なため、健全な育成を受けることができない児童
- 対象: 小学校1年生~6年生(4月から対象児童が6年生まで拡大されます。)
- 保育時間: 月曜日~金曜日 放課後~18時30分 土曜日、春・夏・冬休み 8時~18時30分
延長保育 18時30分~19時
- 休み: 日曜日、祝日、年末年始、悪天候による学校集団下校及び臨時休校時、疾病等による学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖
- 保育料: 月額4,000円(延長保育は別途有料: 1日/100円)
※傷害保険料、おやつ代は別途負担していただきます。
- 募集人数: なんぼろ児童会(南幌小学校内) 60名
- 必要書類: ①児童会入会申込書 ②就労証明書(父母各1部) ③納税確認同意書
- 受付期間: 2月2日(月)~2月13日(金) ※土・日曜日、祝日は除く
※前年度より引き続き入会する場合も手続きが必要です。

topics

10

農地の賃借料情報を提供

農業委員会事務局

農業委員会では、農地法第52条の規定により南幌町内の農地の賃借料情報を提供します。平成26年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準(10a当り)は、以下のとおりです。

締結された地域名	地目	平均額	最高額	最低額	データ数
町内全域	田	13,000円	15,000円	10,000円	62
	畑	5,200円	7,500円	3,000円	21

※平均額は、算出結果を四捨五入して100円単位としています。
※データ数は、集計に用いた筆数です。